

和歌山県有機農業推進計画

令和4年10月14日策定

第1 基本的な考え方

農業は、食料の安定供給という基本的役割に加え、国土、自然、環境を保全するといった多面的な機能を有している。県では、これまで生産性を維持しつつも化学合成農薬や化学肥料に過度に頼らない環境と調和した持続的な農業（以下、「環境保全型農業」という。）を推進してきた。

このような中、地球温暖化等の環境問題をはじめ、ライフスタイルや価値観の多様化、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりなどの諸情勢を背景として、環境保全型農業のより一層の推進が求められている。

とりわけ、有機農業は国連の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものであり、農業の自然循環機能の維持増進や生物多様性の保全、地球温暖化防止等、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、安全かつ良質な農産物を求める消費者の需要に対応した食料供給にも資するものである。

県では、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法第112号）」（以下、「有機農業推進法」という。）及び「有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月策定・公表）」（以下、「有機農業基本方針」という。）に基づき、平成20年3月に「和歌山県有機農業推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定した。また、平成26年4月に新たな有機農業基本方針が策定されたことを受け、平成26年10月には推進計画の見直しを行うなど、有機農業を振興するための施策の推進に取り組んできた。

地球温暖化防止やカーボンニュートラル等に関する国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、国が令和2年4月に新たな「有機農業基本方針」を示した。このことを受け、県においても、この基本方針に基づき、有機農業実践者やその他関係者等の協力を得つつ、本県における有機農業の更なる推進を目的として、推進計画を改定することとした。

本推進計画は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものであり、有機JAS認証による有機農産物及び有機農業により生産される農産物（以下、「有機農産物等」という。）の生産拡大に向けて、県が取り組む施策を具体的に示すものである。

第2 定義

本推進計画における「有機農業」とは、有機農業推進法の規定に基づく「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

第3 推進目標

1 目標の設定の考え方

県では、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき「和歌山県有機農業推進計画」を定めるとともに、「和歌山県長期総合計画（平成29年4月策定）」において、土づくりを基本に化学肥料や農薬の低減に向けた「エコ農業の推進」を掲げ、環境にやさしい農業の推進に幅広く取り組む中で、有機農業の推進を図ってきた。県内での有機農業の取組は、うめなどの果樹栽培を中心に増加傾向にあり、着実に前進しているが、まだまだ少ないのが実状である。

このため、有機農業推進法の基本理念及び有機農業基本方針第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、栽培技術等の情報収集や共有化、販路拡大に向けた取組を支援するなど、有機農産物等の一層の生産拡大に努めることとする。

ついでには、有機農業基本方針に示された有機農業の生産拡大のための目標設定の考え方を基に、本県における有機農業の取組の現状と特徴を考慮し、本県の

有機農産物等の生産拡大の目標を次項のとおり定める。

2 有機農業の推進に係る目標

新たに示された「有機農業基本方針」においては、国内外の有機食品の需要見通しを踏まえ、有機食品市場に対する国産シェアを2030年（令和12年）に84%に高めることが施策目標として定められている。また、その達成に向け、国内における有機農業取組面積を2017年（平成29年）の約23.5千haから、2030年（令和12年）には63千haに拡大することが目標とされている。

本県における有機農業の取組面積は増加傾向にあり、有機JAS認証を取得した農業者による取組面積は、令和2年4月1日現在で97.27haで、本県耕地面積31,800haに占める割合は0.31%であり、全国平均の0.27%とほぼ同程度である。加えて、有機JAS認証を受けないものの、環境保全型農業直接支払制度の対象となる取組も約6ha（令和2年）あり、近年は横ばい傾向にある。一方、本県は耕地面積の64%が樹園地で、全国平均の6%と比べてその割合が非常に高い特徴があり、有機JAS認証ほ場面積においても同様に樹園地の割合が高くなっている。

このため、本県では果樹を中心に有機農産物等の生産拡大を図ることとし、有機JAS認証の取組面積及び環境保全型農業直接支払制度の対象とする有機JAS認証を受けない有機農業の取組面積を、現状（2020年）の103haから、10年後の2030年には200haに拡大することを目標とする。

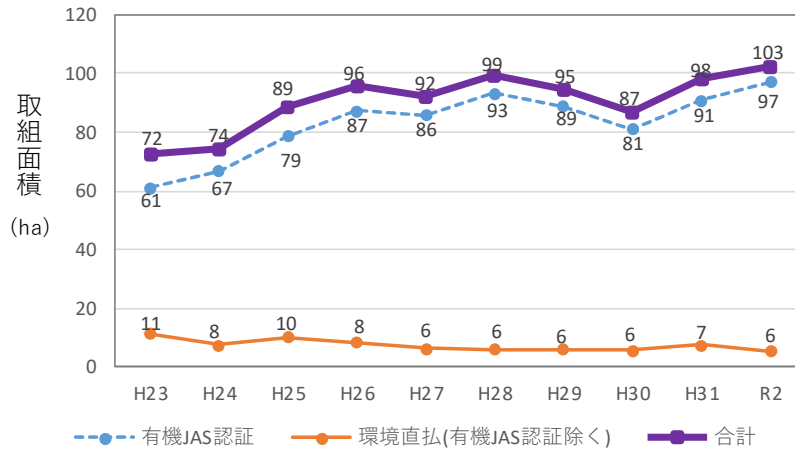


図1 和歌山県における有機農業取組面積の推移
(農林水産省HPと本県のデータを基に作成)

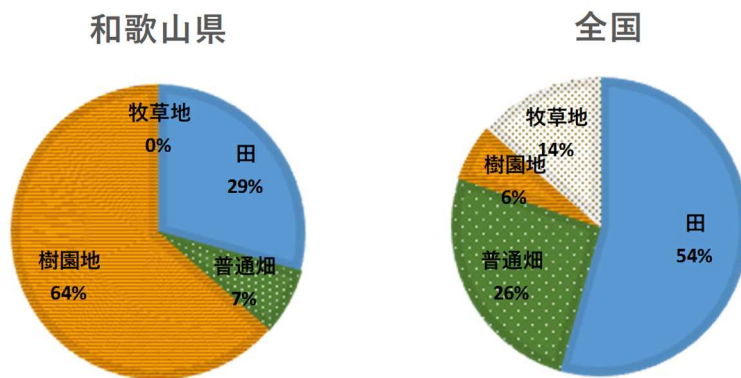


図2 和歌山県及び全国における耕地種類別面積の割合(令和2年)
(農林水産省HPのデータを基に作成)

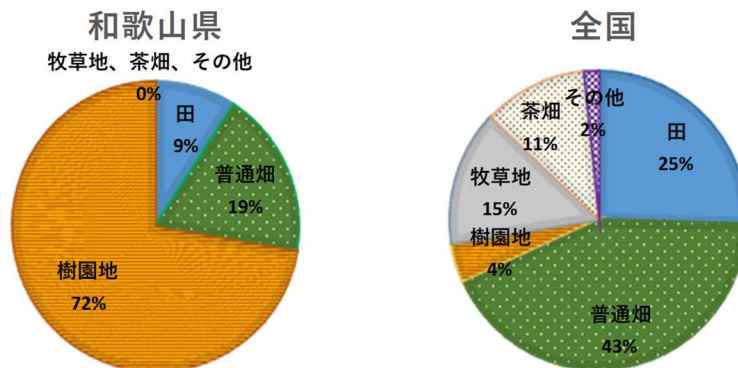


図3 和歌山県及び全国における耕地種類別有機JASほ場面積の割合(令和2年)
(農林水産省HPのデータを基に作成)

一方、本県の有機農業取組農家戸数は直近10年では101～112戸の範囲で推移していることから、有機農業取組面積の拡大要因は個々の農業者の取組面積の拡大によるものと推察される。今後より一層の有機農産物等の生産拡大を図るには、取組農家数を増加させる必要がある。

このため、本県における有機農業取組農家戸数を現状110戸（2020年）から、10年後の2030年には160戸に増加させることを目標とする。

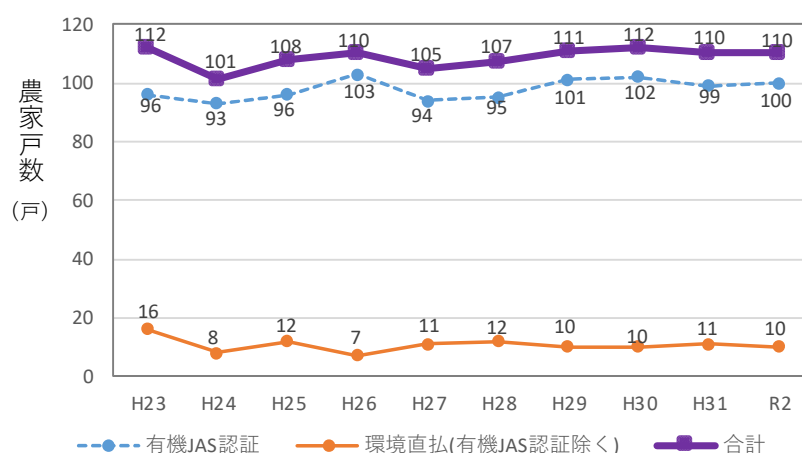


図4 和歌山県における有機農業取組農家戸数の推移
(農林水産省 HP と本県のデータを基に作成)

第4 推進施策

1 施策の考え方

第3に示した目標を達成するには、農業者や消費者等にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業の取組は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があることが近年明らかにされてきている。有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして消費者に訴求していくためには、国際的に行われている有機農業と同水準の取組を推進することも重要となる。

また、一定水準の有機農業の取組を推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機JAS認証を取得するか否かは、農業者の販売戦略や経営判断によることが前提ではあるが、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

このため、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JAS制度に定められた取組水準(以下、「国際水準」という。)の取組を推進し、その支援に努めることの必要性は高い。

一方、有機農業の取組は地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要とされており、有機農業の取組がまだまだ少ない本県においては、国際水準の取組を目指して行われる様々なレベルの取組についてレベルアップのための支援を行い、有機農産物等の一層の生産拡大を図っていくことが課題となっている。

こうしたことから、県は、有機農産物等の生産拡大に関する施策の推進に当たっては、国際水準の取組に限らず、民間団体等が行う多様な活動についても幅広く施策の対象として、必要な支援に努める。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

新たに有機農業に取り組もうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者、また、既に有機農業を実践している者などに対し、以下のような人材育成の取組を推進し、容易に有機農業に取り組むことができるような環境づくりに努める。

① 新たに有機農業に取り組もうとする者に対する施策

新たに有機農業に取り組もうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談をはじめ、民間団体や先進的な有機農業者等と連携した研修機会の提供、経営計画の作成等、経営の確立に向けた一体的な支援に努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、技術的・経営的な支援に併せ、販路確保に資する有機 J A S 制度等に関する研修機会の提供に努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。なお、農業教育機関等にあつては有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進に資する研修・教育の充実に努める。

施 策 項 目

【相談体制】

- ・各地域において有機農業の取組や有機 J A S 制度等についての指導・助言

【研修会の実施、研修受け入れ等】

- ・各地域において先進的有機農業実践者等による研修受入体制の構築や研修会の実施を支援
- ・各地域において有機農業の取組支援や有機 J A S 制度等研修会の実施

【支援事業の活用】

- ・新規就農者育成総合対策事業を活用した早期経営確立支援

【農林大学校生等への取組】

- ・県農林大学校等の学生や研修生に対して、有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する教育及び研修会への参加を推進

② 有機農業に取り組む者に対する施策

地域における有機農業に関する技術の実証や講習など栽培技術面の助言・指導、優良事例等の情報収集・発信及び作業等の効率化に向けたスマート農業の

推進に努める。

また、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者を引き続き支援するとともに、営農に係る農業近代化資金等の活用や堆肥生産施設などの共同利用施設の整備、農業機械の導入等に対しても必要な支援に努める。

施 策 項 目

【研修会や交流の場の提供】

- ・ 現地における技術実証や研修会の開催、有機農業者と普及指導員や試験研究員等との交流や意見交換の実施

【相談体制】

- ・ 各地域において有機農業の取組や有機 J A S 制度等についての指導・助言（再掲）

【栽培技術に関する情報提供等】

- ・ 各地域の優良な栽培技術の情報収集・発信

【作業や経営の効率化】

- ・ 作業や経営の効率化に向けたスマート農業の推進

【各種支援事業の活用】

- ・ 環境保全型農業直接支払制度を活用した営農支援
- ・ 農業近代化資金等の農業制度資金の活用
- ・ 各種補助事業を活用した堆肥生産施設等の共同利用施設や農業機械の整備支援

（２）技術の開発と普及の促進

県内で有機栽培が盛んなうめなどの品目について、各地域から優良な栽培技術を収集し共有化を図る。

また、県内での取組実態や生産者の意向を踏まえながら、全国での有機農業に関する様々な技術的な実践事例等を収集し、その情報提供に努めるとともに、必要に応じこれらの技術導入の効果や適用性等について、現地で検証するなど、安定した品質や収量を確保できる技術普及を図る。

これに加え、先進的な有機農業者と連携・協力し、技術指導者等に対するスキルアップ研修等を実施し、指導体制の充実強化に取り組む。

施 策 項 目

【研究・開発】

- ・有機農業につながる減農薬、減化学肥料栽培技術の研究開発

【実証・普及】

- ・各地域の優良な栽培技術の情報収集・共有化
- ・新技術の導入を円滑に行うための現地実証試験の実施
- ・エコ農業実証モデル園等を活用した展示実証ほ場の設置
- ・先進的有機農業者の実践技術の習得に向けた研修会の実施
- ・HP等による技術情報の提供及び有機農業に関する栽培マニュアル作成と普及

【普及指導体制】

- ・普及指導員や市町村、JA等担当者に対する有機農業の栽培技術や指導能力向上、有機JAS制度等に関する研修会の開催
- ・有機農業に関する普及指導体制の充実強化

3 有機農業の産地づくり及び有機農産物等の生産・流通・加工・販売に関する施策

有機農産物等の生産・流通・加工・販売や学校給食等での利用拡大を積極的に推進する。

特に、有機農産物等の生産拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業に適した農地の確保や団地化を推進する。また、有機農業を核とした産地づくりを図るため、有機農業者間のネットワークづくりを支援するとともに、品目別栽培技術等の共有化、栽培技術の習得・向上による生產品目の拡大や集出荷の合理化等によるロットの拡大など、安定した生産や供給が可能となるよう生産者や実需者のニーズに応じた生産体制の整備を支援する。加えて、流通・販売ルート of 拡大に向けては、流通・加工・販売等

に関わる事業者や実需者と有機農業者の間の意見交換や商談の場の設定、学校給食等での利用など、消費拡大に向けた市町村や生産者団体等の取組を推進する。

施 策 項 目

【農地の確保等】

- ・ 農地中間管理機構における有機農業に適した農地の確保、団地化の推進

【産地対策】

- ・ 各地域単位での実証ほ場や協議会設置によるネットワーク化の推進と栽培技術等の共有化
- ・ 地域での有機農産物等の安定的かつ効率的な生産体制、集出荷体制構築の推進

【流通・加工・販売活動の取組】

- ・ 県内外の商談会やバイヤー、各業種との連携による販売促進活動の推進
- ・ 地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所で販売促進活動の推進
- ・ 有機農産物等を含めた地場産物の学校給食への導入促進

【販促にかかる情報提供等】

- ・ 農商工連携、6次産業化に関する情報提供

4 有機農業に対する消費者の理解の増進及び有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

有機農業は、農業の自然循環機能の増進や生物多様性の保全など農業生産に由来する環境への負荷を低減する効果があり、環境等に配慮した消費行動(エシカル消費)にもつながる取組といえる。これら有機農業に関する情報について、インターネットの活用やセミナー等の開催により、消費者や実需者に対しわかりやすく伝えられるよう努める。

また、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習や都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

施 策 項 目

[有機農業に関する情報提供]

- ・インターネットや直売所等を利用した生産者情報の発信や有機農産物等（有機JAS制度を含む）のPR活動を推進
- ・インターネットや直売所等を利用した有機農業の有する様々な機能に関する啓発

[有機農業者と消費者等の相互理解の増進]

- ・現地研修会やセミナー等の開催による有機農業の啓発と有機農業者とその他の農業者との相互理解の増進を推進
- ・食育、地産地消、産消提携、交流活動等の取組を通じて、消費者の有機農業に対する理解増進を推進

[学校における理解促進]

- ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施
- ・地元有機農業者と連携した授業の実施
- ・有機農産物等を含めた地場産物の学校給食への導入促進（再掲）

第5 有機農業推進体制の整備

1 県及び市町村における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策を一体的に推進し、施策の効果を高めるため、県組織内の有機農業・有機食品の生産や流通、加工、販売及び消費の各段階の施策を担当する者で情報共有し連携を図る。また、市町村にも同様の取組を働きかける。

2 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者や農業団体、流通・販売業者、実需者及び消費者等幅広い関係者の理解と協力が得られるよう努めるとともに、自主

的に有機農業の推進活動を展開している有機農業者や民間団体等とも積極的に連携を図る。また、市町村にも同様の取組を働きかける。

3 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、県内有機農業者の栽培技術上の課題の把握に努めるとともに、農業者、農業団体、市町村、県関係機関、その他関係機関等からも幅広く研究課題を募集し、必要に応じて農林水産業競争力アップ技術開発事業等により技術開発に取り組む。

第6 推進計画の見直し

この推進計画については、令和12年度までとする（有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって見直す必要が生じた場合は、適時適切に検討する。）。